

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑥ 自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組13	ボランティア活動や体験的な活動の充実	担当所属	義務教育課 高校教育課 生涯学習課
30年度個別評価		「達成」・「進捗」 7項目/7	
計画に記載された主な取組内容		平成30年度の取組実績	
(1) ボランティア活動や体験活動において特色ある学校を表彰し、その取組を周知する。	・福祉ボランティア検証候補校に係る意見照会 ○受賞校：片品村立片品小学校	進捗	
(2) 学校と社会福祉協議会等とが連携した福祉体験等の取組が充実するよう、環境づくりをする。	・県福祉協議会主催の会議等での意見交換 ○年2回：連絡協議会・福祉セミナー	進捗	
(3) 各学校における「動物ふれあい教室」が充実するよう、学校獣医師を指定する。	・学校獣医師の指定 ○指定人数：96名 ○「動物ふれあい教室」実施校数：201校	進捗	
(4) 尾瀬学校や林間学校等の自然体験活動を充実する。	・尾瀬学校体験の実施 ○体験校数：121校 ○参加人数：9,179人	進捗	
(5) 各学校のJRC(青少年赤十字)活動等を始めとする地域貢献や奉仕活動を推進し、学校周辺の清掃活動や地域行事への参加等、地域との交流に努め、高校生に対して母校の小学校におけるボランティアチューターへの積極的な参加を呼びかける。	・小学校におけるボランティア・チューター「ようこそ先輩！」を実施 ○参加校：56校(公私立高校等) ○参加生徒数：280名(公私立高校等) ○受入小学校数：165校 【取組9再掲】	進捗	
(6) 自然体験や社会体験、地域貢献や奉仕活動を県内全域で行っている青少年団体に対し、支援や助言等を行うほか、協働で指導者養成等を実施する。	・ボーイスカウト、ガールスカウト、(公社)県子ども会育成連合に事業費補助金及び催事補助金を交付 ○補助金交付額：1,900千円 ・地域青少年育成アドバイザー認定講習会((公社)県子ども会育成連合主催)を後援、講師派遣	進捗	
(7) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る県主催事業の内容を工夫・改善し、より幅広い層が参加できるようにする。	・以下の県主催事業について、毎年度、プログラム内容や時期等を工夫・改善し実施 ○自然体験活動(登山やキャンプ等の主催事業) 実施場所：県立青少年自然の家 実施回数：計49回(出前講座14回含む) 参加者数：延べ3,020人 ○青少年ボランティア養成講座 実施場所：県立青少年自然の家 実施回数：計4回、延べ68人 ○ボランティア体験 実施場所：県立青少年自然の家 時期：夏季休業中等 参加者数：高校生等386人参加 ・(公財)県青少年育成事業団による指定管理事業 ○ボランティア体験講習会 連携先：(公財)県子ども会育成連合 参加者数：延べ17人 ○中学生・高校生交流ボランティア体験 連携先：ホリデーインまえばし 参加者数：延べ48名 ※ホリデーインまえばし：青年会議所を母体とする実行委員会が主催するイベントで、郷土を愛する子どもの育成、親子のコミュニケーション、異学年の子供同士のふれあいの場をもうけることなどを目的としている。	進捗	

(課題)	成果
(1) 共に支え合う心を育成するため、ボランティア活動を充実させること。	・「ようこそ先輩！」に参加した生徒について、社会性を伸ばさせ、自己有用感や自己を生かす能力を養った。
(2) 児童生徒に生きる喜びや命がかげがえないことを実感させるための体験的な学習を一層充実すること。	・県社会福祉協議会主催の協議会等に積極的に参加し、小学校における県福祉教育副読本を活用した実践事例を聞いたり、各市町村福祉協議会、学校と情報交換を行ったりするなど、小中学校における福祉体験活動等の充実につながった。
(3) 家庭や地域と連携し、ボランティア活動や体験活動を通じて、自己肯定感や社会性、規範意識を育成すること。	・学校現場、認定ガイド、尾瀬保全推進室、教育委員会の代表者による検討会議で出された質問をまとめた「尾瀬学校参加に係るQ&A」を作成し、Web掲載した。
	・地域のイベントと連携した交流ボランティア体験を実施したところ、昨年度を上回る参加者があり、地域やボランティアへの関心を深めることができた。

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	H30	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合 (%) ※26年度の全国学力・学習状況調査の質問項目から外れたため、27年度以降に県独自調査の中でデータを収集した	小6	39.1 (H25)	—※	60.7	60.1	61.9	61.8	208.3	50	H26は調査なし
	中3	52.4 (H25)	—※	58.2	66.1	59.5	60.9	111.8	60	
(2) 母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数 (人)		231 (H24) ----- 参考値 286 (H25)	313	256	274	241	280	100	280	【目標】概ね70校から4人程度の生徒が参加することを目標として設定。
(3) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る事業への参加者数 (県立青少年自然の家 3施設合計) (人)		2,435 (H24) ----- 参考値 2,561 (H25)	2,542	3,067	2,644	3,268	3,474	284.7	2,800	【目標】基準年度の約1割増である2,800人を目標として設定。

今後の課題	平成31年度/令和元年度の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・県福祉協議会と連携しながら、福祉体験の取組を充実させること。 ・「ようこそ先輩！」に参加する生徒を増加させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村福祉協議会、学校と情報交換を行い、福祉体験の充実を図っている。今後は、学校の取組を各種会議・研修会等で情報提供し、周知を図っていく。 ・生徒指導対策協議会等における「ようこそ先輩！」の周知を徹底する。

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑥ 自他を大切にすることや自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組14	「向上する心」「やりぬく心」「大切に する心」を育む道徳教育の 充実	担当所属	義務教育課 高校教育課 児童福祉課
30年度個別評価		「達成」・「進捗」 8項目 / 8	
計画に記載された主な取組内容		平成30年度の取組実績	
(1) 「はばたく群馬の指導プラン」や実践事例集、道徳教育実践事例集等を基に、「向上する心」「やりぬく心」「大切に する心」の3つの心を育成するための指導方法の工夫・改善を図り、自他の生命の尊重や家族愛、男女の協力について指導の充実を図る。		<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育研究指定校における授業研究会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○H30年度指定校：藤岡二小、桐生中央中、太田工業高 ○発問構成や資料提示の仕方、話し合いの持ち方等、指導方法についての指導助言 指導法の工夫・改善を図るための説明資料を作成・配布（Web掲載） <ul style="list-style-type: none"> ○「はばたく群馬の指導プランⅡ」を作成、Web掲載 <ul style="list-style-type: none"> ○学校における、全小中学校教員に配布した「はじめよう道徳科！」（H30年3月作成・配布）の活用 ○学校における、全小中学校教員に配布した「ふかめよう道徳科！」（H31年3月作成・配布）の活用 	進捗
(2) 郷土の偉人や自然、伝統文化を題材とした読み物資料及び指導資料を作成し、道徳の時間等における積極的な活用を促す。		<ul style="list-style-type: none"> 郷土の偉人や自然、伝統文化を題材とした読み物資料及び指導資料の活用（H26年度に作成・配布） <ul style="list-style-type: none"> ○各学校に対して、道徳の教科化に伴う年間指導計画作成時に、郷土資料集「ぐんまの道徳」の教材の位置付けを指示 ○道徳（科）の授業における郷土資料集の活用 	進捗
(3) 家庭や地域社会と連携し、積極的に道徳の時間の授業公開をするとともに、各種通信等を通じて情報提供を行い、保護者等の道徳教育への理解を促進する。		<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、道徳（科）の時間の授業公開及び各種通信等を通じた情報提供を実施 道徳の教科化に伴う、保護者向け周知資料の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ○全小中学校保護者（中3を除く）へ、保護者向け周知リーフレット「特別の教科道徳が始まりました」を配布 	進捗
(4) 小・中学校において、学校全体で道徳教育を推進するため、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整える。		<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育推進教師を対象とした校種別の道徳教育研究協議会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ○小学校（6月）：教育活動全体を通じて道徳教育を推進する重要性について説明、参加者339名 ○中学校（6月）：教育活動全体を通じて道徳教育を推進する重要性について説明、参加者188名 道徳教育総合支援事業として研究指定校を指定 <ul style="list-style-type: none"> ○研究指定校による研究推進及び研究発表会を実施し、研究成果を県内学校に普及 	進捗
(5) 高校において、道徳教育実践推進校を指定して、道徳教育の組織的な実践方法とともに、生徒の道徳的実践力の育成についての研究を行い、その成果を全校に周知し、よりよい実践を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> 県立太田工業高校を道徳教育実践推進校に指定（H27年度、H28年度：県立渋川青翠高校） <ul style="list-style-type: none"> ○研究テーマ「科学技術創造立国日本を支える健康な体と豊かな心を持った工業人の育成」 ○公開授業の実施 	進捗
(6) 道徳の教科化への適切な対応を図る。		<ul style="list-style-type: none"> 校種別の道徳教育研究協議会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ○小学校（6月）：講師による授業改善に関する研修を実施 参加者339名 ○中学校（6月）：講師による授業改善に関する研修を実施 参加者188名 「はばたく群馬の指導プランⅡ」のWeb掲載、教員向けパンフレット「ふかめよう！道徳科」の配布 <ul style="list-style-type: none"> ○道徳の教科化に向けた取組のポイントを教員に周知 	進捗

<p>(7) 挨拶の励行、交通マナー、服装マナー等について、「マナーアップ運動」や授業中の生徒指導等において全職員が一致した指導を引き続き行うことにより、児童生徒の規範意識の醸成を図る。 【取組9再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> マナーアップ運動を3回、ミニマナーアップ運動を1回実施 生徒指導対策協議会等で各校を指導 <ul style="list-style-type: none"> ○規範意識の醸成、授業中の生徒指導、交通マナー指導の徹底等について指示 ○参加者：110名（年3回） 【取組9再掲】 各学校において、児童生徒の規範意識を醸成する取組を継続 <ul style="list-style-type: none"> ○「挨拶運動」や「マナーアップ運動」等を実施 ○道徳教育全体計画の別葉を作成し、教育活動全体を通じて道徳性を培う取組を実施 <p>全体計画の別葉の作成率 小学校：97.1% 中学校：85.9%</p>	進捗
<p>(8) 県内の小・中・高・特別支援学校を対象に、県助産師会が開発した教材とビデオ、出産模擬体験教材等を用いて生命の成り立ちや出産に関わる体験学習を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「生命を育む講座」を県内80校で実施 <ul style="list-style-type: none"> ○実施校 小学校：60校、中学校：7校、高校10校 特別支援学校：3校 ○参加者 児童・生徒：9,384人、 保護者・教職員：3,171人 ※平成29年度から、中・高校生が、虐待防止の視点から予期しない妊娠を防ぐための性に対する正しい知識を学び、自分のライフプランを考えて将来の行動を選択できることを目的に加えている。 教育活動全体を通じて他者を傷つけてはならないことを自覚し、生命を尊重する教育を推進 <ul style="list-style-type: none"> ○道徳の教科化に伴い、内容項目「生命の尊さ」に関する指導を、各学年の発達の段階に応じて実施 	進捗

<p>(課題)</p> <p>(1) 他教科との関連を図りながら、「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」の3つの心を育成するための指導内容を一層重点化すること。</p> <p>(2) 自他の生命を尊重する心の育成に向けた道徳の時間を推進すること。</p> <p>(3) ライフステージにおける、家族をもつことや親になること、男女が協力して育児をすることの大切さを理解させる教育を推進すること。</p>	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種資料の作成・配布により、重点を明確に示すとともに、指導法の工夫・改善を図ることができた。 校種別の道徳教育研究協議会を開催することにより、重点を明確に示すとともに、指導法の工夫・改善を図ることができた。 道徳教育研究指定校における研究発表会を行うとともに、研究内容をWebに掲載したことにより、研究の成果を全県に向けて発信することができた。 道徳教育実践推進校における研究を他の高校に普及させ、道徳教育の充実を図った。
---	--

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	H30	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合 (%)	小6	78.9 (H25)	79.2	79.7	79.4	80.9	87.1	38.9	100	
	中3	69.9 (H25)	70.2	71.4	72.9	73.4	82.3	41.2	100	
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合 (%)	小6	84.5 (H25)	83.1	86.8	86.9	87.3	87.4	18.7	100	
	中3	82.0 (H25)	88.8	87.9	86.5	85.8	85.9	21.7	100	
(3) 県立高校で道徳の目標と各教科の学習内容との関連表(各教科等の学習内容と道徳教育の目標を結び付けたもの)を作成している学校の割合 (%)		4.7 (H25)	4.7	6.3	100	100	100	100	100	

<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳科の時間の指導法の工夫・改善を図ることにより、「考え、議論する道徳」の実現を図ること。 道徳科の評価方法等に関する周知を図ること。 道徳の目標と各教科等との関連を見直し、教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図ること。 児童生徒の実態に応じた適切な道徳教育を実施すること。 	<p>平成31年度/令和元年度の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種協議会において、道徳科の授業づくりと評価について、先進校の取組等を紹介することにより、各校への周知と理解を図れるようにする。 研究指定校を中心に、「はばたく群馬の指導プランⅡ」や「はじめよう！道徳科」、「ふかめよう！道徳科」を基にした実践を公開し、全県に発信できるようにする。 道徳教育実践推進校における研究を適切に支援し、成果を普及させる。
---	--

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑥ 自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組15	自らの行動につながる人権教育の推進	担当所属	義務教育課 高校教育課 生涯学習課
30年度個別評価	「達成」・「進捗」	11項目 / 11	
計画に記載された主な取組内容		平成30年度の実績	
(1) 人権教育の全体計画・年間指導計画を改善・充実するとともに、人権教育の推進体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校等人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） <ul style="list-style-type: none"> 参加者 小242人、中・特支138人 人権教育年間指導計画の見直し、改善を依頼 高校・特別支援学校等人権教育推進協議会を開催 <ul style="list-style-type: none"> 参加者105人 高校、県立特別支援学校の人権教育推進体制を充実させるよう指示 	進捗	
(2) 人権週間、人権集中学習における学習内容を充実するとともに、体験的な活動を取り入れるなど指導方法の工夫を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） <ul style="list-style-type: none"> 参加者485人 車椅子体験や認知症保護訓練、障害平等研修（DET）などの取組を紹介 	進捗	
(3) 人権に関する重要課題を正しく理解し、人権尊重の考え方が正しく身に付くよう、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のねらいと人権教育との関連を明確にして取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 指定校・指定地域において、各教科・領域で、人権教育に視点を当てた授業公開を実施 <ul style="list-style-type: none"> 吉岡駒寄小（指定校）：学活 長野原西中（指定校）：英語、学活 地区別人権教育研究協議会において、各教科・領域で人権教育に視点を当てた授業公開を実施（5教育事務所 参加者341人） <ul style="list-style-type: none"> 中部 吉岡駒寄小：学活〔兼指定校〕 吉岡中：道徳 西部 富岡東中：国語、算数、道徳 吾妻 長野原西中：英語、学活〔兼指定校〕 利根 昭和東小：道徳 東部 板倉中：道徳 	進捗	
(4) 人権学習指導教材「共に生きる」を活用した学習を年間指導計画等に位置付けるとともに、『「共に生きる」学習指導案集(重要課題編)』を活用し、教職員で共通理解を図った上で指導に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> 中学校では学級活動等で、高等学校ではロングホームルーム等で人権学習指導教材「共に生きる」を活用するよう、人権教育推進協議会で指示 各校において、「共に生きる」に掲載している人権重要課題の学習教材を年間指導計画に位置付け、教職員の共通理解のもと指導を実施 	進捗	
(5) 教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、自らの言動が児童生徒の人権を侵害しないよう、常に意識をもって児童生徒の指導に当たる。	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高・特別支援学校の初任者研修を開催 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の人権を大切に指導と対応を指示 人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に対する人権侵害とならないような学級経営や生徒指導、言語環境等について説明 	進捗	
(6) 人権教育に関わる校内研修の機会を確保するとともに、生徒が就職する際の公正な採用選考に向けた指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 公正な採用選考に向けたリーフレットを配布・指導 <ul style="list-style-type: none"> 対象：高校3年生全員 	進捗	
(7) 校内研修等で活用できるいじめや人権に関わるDVDを総合教育センター内にあるカリキュラムセンターで貸し出して、人権教育の啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> H30年度購入状況：DVD 2本購入 <ul style="list-style-type: none"> 小学高学年・一般向け：1本 小学高学年・中学・高校・一般向け：1本 DVD貸し出し状況：H30年度 155本（H29年度 195本） 	進捗	

(8) 各学校において、人権教育の取組の点検・評価を行う。	・人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） ○各学校における人権教育の取組の点検・評価を行うよう指示	進捗
(9) 人権教育の指導者養成のための講座を市町村と協力して開設する。	・人権教育指導者養成講座を5市町村に委託して実施 (54講座：参加人数：2,407人) ○吉岡町（10講座：205人）、下仁田町（10講座：851人）、東吾妻町（10講座：417人）、館林市（13講座：814人）、千代田町（11講座：120人） ※延べ人数	進捗
(10) 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者の資質向上を目的に研修を実施する。	・人権教育指導者研修会を実施 ○5教育事務所、9回実施、参加人数978人	達成
(11) 地域の集会所等を拠点として実施する人権教育を支援する。	・市町村64箇所の集会所等における人権教育推進事業を補助 ○補助金額 3,404千円 ○参加人数 延べ41,981人 ※H29 43,043人	進捗
(課題)	成果	
(1) 人権問題を自分のこととして捉えさせるとともに、自らの行動につながる人権教育を推進すること。	・調査では、人権教育年間指導計画の整備、全体計画の見直しを実施している学校が高い割合で維持されている。	
(2) 人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図ること。	・協議会や授業公開を実施し、参加者の資質向上が図られた。協議会の参加者アンケートでは、「説明等を通じて、今日的な人権課題に対する理解が深まった」という回答が多かった。指定校において、人権感覚チェックリスト活用による人権感覚の高揚が見られた。	
(3) 県民の人権意識を一層高めること。	・人権教育指導者養成講座に参加体験型学習を取り入れるなど、内容を工夫し効果的に実施することができた。	

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	H30	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合 (%) 【取組14再掲】	小6	78.9 (H25)	79.2	79.7	79.4	80.9	87.1	38.9	100 (小6)	
	中3	69.9 (H25)	70.2	71.4	72.9	73.4	82.3	41.2	100 (中3)	
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合 (%) 【取組14再掲】	小6	84.5 (H25)	83.1	86.8	86.9	87.3	87.4	18.7	100 (小6)	
	中3	82.0 (H25)	88.8	87.9	86.5	85.8	85.9	21.7	100 (中3)	
(3) 人権教育年間指導計画の見直し、改善を実施している学校の割合 (%) ※は特別支援学校数（実施/全体）	小	70.0(H24) 参考値 72.4(H25)	87.8	89.2	92.9	95.8	99.0	145.0	90 (全校種)	【目標】人権教育の推進を図るためには、年間指導計画の見直し・改善は必要不可欠であり、基準年度の状況を踏まえ、全校種において実現可能な共通目標数値を設定。
	中	66.1(H24) 参考値 79.3(H25)	86.9	90.5	89.2	96.3	98.1	133.9		
	高	70.5(H24) 参考値 84.1(H25)	94.3	97.7	98.9	96.6	100	151.3		
	特支	47.4(H24) ※18/19 参考値 94.7(H25) ※9/19	94.7 ※18/19	91.7 ※22/24	88.0 ※22/25	96.0 ※24/25	100 ※25/25	123.5		
(4) 人権教育指導者研修の実施回数 (回)	8 (H25)	7 各1~2回 実施	9 各1~2回 実施	9 各1~2回 実施	9 各1~2回 実施	9 各1~2回 実施	180.0	各教育事務所において年1回以上実施	【目標】各教育事務所において年1回以上実施	

今後の課題	平成31年度/令和元年度の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員一人一人が人権重要課題の理解を深め、適切に指導できるようにすること。 ・教職員の人権感覚を一層高め、各学校において、児童生徒一人一人の人権を大切にしたい温かい雰囲気づくりを実現すること。 ・講座で取り上げる頻度に偏りが見受けられること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権重要課題の理解を促進するとともに、人権感覚を高めるために、H30年度に引き続き、協議会において専門家による講義を実施する。 ・人権教育指定校・指定地域において直接人権重要課題を扱った授業を公開し、取組の成果を普及する。 ・市町村や関係団体と連携し、地域住民の意識調査等を活用した適切な人権課題を設定し、計画的な人権教育を推進する。

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組16	いじめの早期発見・早期解決	担当所属	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
30年度個別評価		「達成」・「進捗」 9項目/9	
計画に記載された主な取組内容		平成30年度の実績	
(1) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを全教職員が十分認識し、いじめを許さない校風の醸成及び児童・生徒集団の育成に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」の実施 ・いじめ防止ポスター、いじめ防止のぼり旗を全校に配布 ○いじめに向かわない集団づくりに焦点を当て、各学校のいじめ防止活動を推進した。 ・全ての公立高校等で、SNSに頼らない人間関係づくりに係る生徒主体の活動を実施 ・生徒指導対策協議会（年3回）の実施 ・いじめ防止フォーラムへの参加 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」の取組への参加 	進捗	
(2) あらゆる教育活動を通して、児童生徒の健全育成に向けた一貫性のある指導を行うために、校長を中心とする全職員が、組織的な指導の展開に向けて校内体制を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の中に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した、いじめ防止のための校内指導体制を整備するよう依頼 ○全教職員による組織的ないじめ未然防止、早期発見・対応を推進した。 ・「いじめ防止対策推進法」及び「学校いじめ防止基本方針」等に基づく、いじめの未然防止、早期発見・対応の推進 ・各校の「学校いじめ対策組織」を中核とした校内指導体制の整備 ・「学校いじめ防止基本方針」の改定を通じた、いじめの未然防止、早期発見、推進体制の整備 	進捗	
(3) きめ細かな生徒観察や定期的なアンケート調査、個人面談の実施等により、早期発見に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての小・中学校、高等学校及び特別支援学校で、定期的なアンケートを実施するよう依頼 ○実施状況：小・中・高・特支すべて100% ・個別面談の機会をつくるよう依頼 ○実施状況：小学校62%、中学校90%、高等学校99%、特別支援学校69.6% 	進捗	
(4) 学級において、話し合いで学級の諸問題を解決する体験を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳や学級活動でいじめにかかわる問題を取り上げるよう依頼 ○実施状況：小学校97%、中学校97%、高等学校73%、特別支援学校69.6% 	進捗	
(5) 連絡ノートを活用、電話連絡、家庭訪問等により保護者と連絡を密にし早期発見・早期解決を図り、地域行事への参加等、地域と日常的に連携し、児童生徒の情報共有を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの日常的な実態把握の依頼 ○取組状況：「個人ノート」「生活ノート」の導入校57% ○取組状況：家庭訪問の実施校 68% ・「いじめ防止フォーラム」への保護者、地域住民等の参加の呼びかけと意見交流の実施 	進捗	
(6) 公立の小・中・高校へのスクールカウンセラー配置により相談体制を充実し、教職員がスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員と緊密に連携し、早期発見・早期解決を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの全校配置 ○小学校306校、中学校161校、高等学校62校 ○学校の教職員等が発見したいじめの割合（小学校59%、中学校 41%、高等学校59%） ・生徒指導担当嘱託員の配置（18中学校） ○指導した生徒数 839人 うち改善がみられた生徒623人（改善率：74.3%） ・県立高校4校に生徒指導担当嘱託員を配置 ○配置校：前橋清陵高、榛名高、桐生西高、太田フレックス高 	進捗	
(7) いじめ等の問題行動の早期解決に向けた「いじめ問題対策チーム」を設置し、家庭環境等に起因するいじめに対応するための外部専門家（スクールソーシャルワーカー）を学校に派遣する。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの配置 ○配置人数 【派遣型】 中部：2名、西部：2名、東部：2名 【巡回型】 36指定中学校区：11名 ○活動実績（学校等支援時間） 【派遣型】 540時間 【巡回型】 3,672時間 ・スクールソーシャルワーク推進シンポジウムを開催 ○市町村教育委員会や学校へスクールソーシャルワーカーの周知や活用促進及び学校と福祉との効果的な連携を図った。 	進捗	

<p>(8) いじめが発生した場合は、詳細な事実確認及び当該保護者への説明責任を果たし、法を犯す行為に対し、早期に警察等に相談して協力を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○対応件数：小学校50件、中学校44件 ・「いじめ防止対策推進法」及び「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめ問題に組織的に対応した。 	<p>進捗</p>
<p>(9) インターネット上でのいじめ防止のため、児童生徒や保護者向けの講習会を行い、情報モラルの育成を図り、教職員研修等を通じ、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を伝え、教員の理解を深める。 【取組11再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する講習会（研修支援隊）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○小学校 4校 教職員18名 児童258名 保護者198名 ○中学校 5校 教職員65名 生徒490名 保護者510名 ○高等学校1校 教職員20名 生徒200名 ○特別支援学校1校 教職員10名 ・はじめてのSNS利用研修講座（希望研修）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園等 1名 ○小学校 5名 ○中学校 3名 ○高等学校 4名 ○特別支援学校 5名 ○教育委員会等 3名 ・情報モラル講習会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○講師：群馬県警 ○県立高等学校21校 <p>[高等学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒によるインターネット上への不適切な書き込み等を把握し、学校の指導を支援 ○検知数：452件 ・生徒対象の啓発講座を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○実施校：県立高校10校 ・全ての公立高校等で、SNSに頼らない人間関係づくりに係る生徒主体の活動を実施 	<p>進捗</p>

<p>(課題)</p> <p>(1) 各学校において、早期発見のための取組や相談体制の整備を組織的に推進すること。</p> <p>(2) いじめに対する教職員の対応力を高め、いじめが起こりにくい学級づくりに努めること。</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づいたいじめの正確な認知が進み、日常的なささいなトラブルが大きな事案に発展する前に、いじめを早期に発見する学校が増えている。 ・いじめ防止活動の学校、家庭、地域への周知が進み、オール群馬の取組として位置付けてきている。 ・一部の学校においては、学部の枠を超えた全校体制で、いじめが疑われる事案についての情報共有を行うための工夫がみられた。また、そのような情報を共有する場を設定することができた。 ・SNSに頼らない人間関係づくりに係る活動を生徒主体で実施したことで、生徒のネットモラルやネットリテラシー等の向上が図られた。 ・生徒指導対策協議会において、生徒指導主事が他校の取組について情報を得ることで、自分の学校の取組に生かす様子がみられるようになってきた。
---	--

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	H30	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 認知したいじめのうち、指導の結果、解消した件数の割合 (%)	小	98 (H24)	98 (H25)	97 (H26)	96 (H27)	96 (H28)	83 (H29)	▲750.0	100 (全校種)	【進捗分析】発生したいじめは3ヶ月は解消としないなど、いじめ解消の定義が国から初めて示され、県でも認知したいじめについて安易に解消と判断せず、慎重に対応している。
	中	96 (H24)	99 (H25)	97 (H26)	96 (H27)	93 (H28)	81 (H29)	▲375.0		
	高	85 (H24)	86 (H25)	83 (H26)	76 (H27)	89 (H28)	65 (H29)	▲133.3		
	特支	100 (H24) ※7/7件	83 (H25)	100 (H26)	57 (H27)	36 (H28)	49 (H29)	▲64.0		
※は特別支援学校での件数（解消/全体）			※5/6 (H25)	※12/12 (H26)	※17/30 (H27)	※23/64 (H28)	※34/69 (H29)			

<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法に基づいたいじめの正確な認知の推進を図ること。 ・いじめ防止フォーラムを中核として、いじめ防止につながる児童生徒のよりよい人間関係づくりの一層の推進を図ること。 ・「いじめ防止対策推進法」及び「学校いじめ防止基本方針」等に基づく、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応が適切に行われるよう、学校を支援すること。 ・県内12地区で行われている「いじめ防止フォーラム」へ積極的に参加すること。(特支) ・学校いじめ防止基本方針に基づいた組織的な取組を推進すること。 	<p>平成31年度/令和元年度の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士や大学教授など、いじめ問題に明るい有識者と連携をしながら、法に基づくいじめ防止対策について、県内に周知を図る。 ・一人一人が大切にされる集団づくりを通して、相手の立場に立った言葉がけや関わり方を大切にしたい人間関係の醸成を図る。 ・児童生徒の援助希求的態度を育成するため、「SOSの出し方・受け止め方」に関する教育の推進を図る。 ・各校が、「学校いじめ対策組織」を中核とした組織的対応を徹底し、いじめの問題への対応がより適切に行われるよう学校を支援する。 ・SNSに頼らない人間関係づくりの実現に向け、情報モラル講習会、いじめ防止フォーラム等で、意識を高めていく。
--	---

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組17	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援	担当所属	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
30年度個別評価	「達成」・「進捗」 5項目/5		
計画に記載された主な取組内容		平成30年度の取組実績	
<p>(1) 学級会、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒たちが自分たちの力でいじめをなくす活動を進め、児童生徒一人ひとりに、いじめを自分のこととして考えさせる。</p> <p>① 定期的実施するいじめに関するアンケート結果を基に、学級や児童会・生徒会で、いじめをテーマとして話し合う。</p>		<p>・児童生徒主体の話し合いや、自分のこととして振り返ることができるような授業に取り組むように依頼 ○平成30年度いじめ問題取組状況調査結果 「児童生徒は、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ」(学校の割合) 小:97.1% 中:94.5% 高:76.7% 特支:69.2%</p>	
<p>② いじめで悩む児童生徒を児童生徒同士が互いにサポートできる体制を考えさせ、実践に結び付けさせる。</p>		<p>・児童会・生徒会が中心となったいじめ防止活動を実施するよう依頼 ○全国いじめ防止子供サミットに参加 ピアサポート活動の実践を発表 ・いじめ防止フォーラム等に「人間関係づくりプログラム」による活動を取り入れ、人間関係づくりの活動を実施 ・いじめ防止フォーラムや「SNSに頼らない人間関係づくり」の取組の中で、あたたかい言葉や言葉のかけ方について学んだり、他校種・異年齢・高齢者等との交流をとおして、困っている人への対応について考えたりする場を設定した。</p>	
<p>③ 地域ごとに小・中・高校生の代表が年齢や学校種を超えて一堂に会し、保護者や地域の人々と一緒に、いじめ防止について考える。</p>		<p>・県内12地区で「いじめ防止フォーラム」を実施 ○参加校：408校 (小:155校 中:154校 高:81校 特:16校 中等:2校) ○児童生徒の班の他、PTAや引率教員の班をつくり、話し合いを実施 ・市町村主催「いじめ防止子ども会議」を実施 ○県内35市町村 ○小中学校の代表、引率教諭、PTA、地域健全育成団体等が参加 ・各地区で行われたいじめ防止フォーラムに特別支援学校児童生徒も参加し、一緒にいじめ防止について考え、意見交換することができた。</p>	
<p>(2) 各教員が授業中の積極的な生徒指導等により、いじめを許さない「集団づくり」や「授業づくり」に取り組む。</p>		<p>・人間関係づくりプログラムを県内全校に配布 ・「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価を依頼 ○方針の策定状況：策定率100%</p>	
<p>(3) PTAや地域の関係団体等と、いじめ問題等について定期的に協議する場を設けるなどして、日常的な協力体制を築いていく。</p>		<p>・群馬県いじめ問題対策連絡協議会の開催 ○県内の関係機関・団体等の代表が参加 ○法に基づく正確ないじめの認知についての講話 ○いじめ問題に関する関係機関・団体等の取組についての情報交換 ・地区別いじめ防止フォーラムの開催 ○30年度いじめ問題取組状況調査結果 「保護者と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策が図られた」(学校の割合) 小:83.4% 中:78.4% 高:61.6% 特支:65.4%</p>	
			個別評価

<p>(課題)</p> <p>(1) 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団づくりを進めること。</p> <p>(2) あらゆる教育活動を通じた人間関係づくりを進めること。</p>	<p>成果</p> <p>(1) 「いじめ防止フォーラム」に参加した児童生徒が、全校集会等で報告したり、自校の取組の改善を図ったりしていじめ防止に対する意識を高めることができた。</p> <p>・各地区のいじめ防止フォーラムや各学級で話し合われたことを全校集会で紹介するなどして、学校全体にいじめ防止の気運を高めることができています。</p> <p>(2) いじめ防止フォーラムで使用した「人間関係づくりプログラム」リーフレットを活用した授業実践に取り組んだり、児童生徒主体で人間関係づくりの不安や悩みを解消するための活動を行ったりする学校が増加した。</p>
---	---

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	H30	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の間関係や社会づくりを促進した学校の割合 (%)	小	57.4 (H24)	100 (H25)	100 (H26)	100 (H27)	94.5 (H28)	95.8 (H29)	90.1	100 (全校種)	
	中	63.5 (H24)	100 (H25)	100 (H26)	100 (H27)	97.5 (H28)	96.3 (H29)	89.9		
	高	48.2 (H24)	87.4 (H25)	93.0 (H26)	90.7 (H27)	90.7 (H28)	100 (H29)	100		
	特支	42.3 (H24)	81.5 (H25)	90.5 (H26)	73.1 (H27)	73.1 (H28)	69.6 (H29)	53.4		
(2) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた学校の割合 (%)	小	14.3 (H24)	24.1 (H25)	31.6 (H26)	40.1 (H27)	38.9 (H28)	39.9 (H29)	29.9	100 (全校種)	
	中	12.9 (H24)	22.9 (H25)	24.1 (H26)	38.2 (H27)	41.1 (H28)	41.7 (H29)	33.1		
	高	6.0 (H24)	13.8 (H25)	38.4 (H26)	37.2 (H27)	36.0 (H28)	41.9 (H29)	38.1		
	特支	0 (H24)	7.4 (H25)	9.5 (H26)	23.1 (H27)	23.1 (H28)	17.4 (H29)	19.2		
(3) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた小・中学生の割合 (%)	小	96.6 (H25)	96.9	96.7	97.1	96.8	97.5	26.5	100(小)	
	中	94.9 (H25)	94.0	94.7	94.6	93.6	96.7	35.3	100(中)	

<p>今後の課題</p> <p>(1) SNS等が関係しいじめが増加するなど、いじめの問題が多様化してきており、SNSに頼らず、身近な人たちと良好な人間関係を築ける力を育成する必要があること。</p> <p>(2) いじめ問題への取組について、家庭と地域と連携して取り組むことに難しさを感じている学校が多いこと。</p>	<p>平成31年度/令和元年度の方向</p> <p>(1) <u>自他のよさや大切さを認め合い、他者を思いやる心を育み、いじめ防止へ向けた良好な人間関係を築く力を育成していく取組を進める。</u></p> <p>・各校での活動や、12地区で開催する「いじめ防止フォーラム」を通して、SNSに頼ることなく、仲間同士でお互いに支え合うことのできる人間関係づくりを推進する。</p> <p>(2) 各学校での取組内容を、保護者や地域に対して積極的に発信し、理解を得るとともに、保護者や地域が、学校の取組にどのように関わっていけるのか考えてもらう等、連携した取組を推進する。</p>
---	--

基本施策3における自己点検・評価結果

基本施策3（取組13～17）に対する評価の概要

柱6 自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

人権教育年間計画の見直し、改善を実施している学校が計画策定当初に比べて増加しており、こうした取組の成果として、児童生徒の自己肯定感や地域・他者への貢献意欲の高まりが見られる。引き続き、年間指導計画の見直し・改善が学校人権教育の充実へとつながることを各校に周知し、取組の充実を推進していく必要がある。

柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

各学校で、いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針に基づいた組織的な取組が定着してきており、日常のささいなトラブルが大きな事案に発展する前に、早期発見する学校が増えてきている。また、全ての公立高校で、SNSに頼らない人間関係づくりに係る生徒主体の活動を実施し、生徒のネットモラルやネットリテラシーの向上を図った。いじめの問題が多様化する中、児童生徒が自分から助けを求められるよう、「SOSの出し方・受け止め方」に関する教育の推進を図るとともに、引き続き、SNSに頼らない人間関係づくりを推進する必要がある。

成果が上がっている主な達成目標

○地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合（取組13）

【小6】39.1%(H25) → 61.8%(H30) [目標は50%]
 【中3】52.4%(H25) → 60.9%(H30) [目標は60%]

取組実績 「青少年ボランティア養成講座」や各種ボランティア体験を県主催で実施
 地域のイベントと連携した交流ボランティア体験を実施

○児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や社会づくりを促進した学校の割合

【小】57.4%(H24) → 95.8%(H29) [目標は全校種100%]
 【中】63.5%(H24) → 96.3%(H29)
 【高】48.2%(H24) → 100%(H29)
 【特支】42.3%(H24) → 69.6%(H29) (取組17)

取組実績 「いじめ防止フォーラム」の開催、「人間関係づくりプログラム」全校配布、群馬県いじめ問題対策連絡協議会の開催

伸び悩んでいる主な達成目標

○「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合（取組14）

【小6】78.9%(H25) → 87.1%(H30) [目標は100%]
 【中3】69.9%(H25) → 82.3%(H30) [目標は100%]

今後の対応 目標に対する進捗は芳しくないが、5年前と比較して着実に増加しているため、今後も自分や他者を大切に作る心や自己肯定感を高くするための指導内容の重点化を図るなど、長期的な視点を持って各取組を充実させていく必要がある。

○OPTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた学校の割合（取組17）

【小】14.3%(H24) → 39.9%(H29) [目標はいずれも100%]
 【中】12.9%(H24) → 41.7%(H29)
 【高】6.0%(H24) → 41.8%(H29)
 【特支】0%(H24) → 19.2%(H29)

今後の対応 各学校の取組内容を保護者や地域に積極的に発信し、理解を得るとともに、保護者や地域と連携した取組を実施する。

基本施策3に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

- ・いじめに対する教員の意識、管理職の意識が変化してきており、子どもの気持ちを受け止め、保護者の気持ちに寄り添った対応をするようになってきている。
- ・スクールカウンセラーによるいじめの解決事例もあり、全校配置による成果が表れている。
- ・「地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合」が増加しており、共に支え合う心の育成が図られている。

課題

- ・いじめの加害者に対する対応について方針が明確になっていないため、加害者の教育を受ける権利が守られない恐れがある。法の専門家等の有識者と連携しながら、対応を模索する必要がある。
- ・学校生活における様々な機会を捉えて子どもたちの自己肯定感を育み、子どもたちが自信を持って社会にはばたけるような基盤づくりに努めること。
- ・児童生徒だけでなく保護者にもスクールカウンセラーの存在を周知し、相談体制の充実を図ること。
- ・子どもの特性や家庭環境等を考慮し、気になる子どもについては学校が積極的に関わりながら、必要な支援を行うこと。